

三田ラクロス倶楽部
(慶應義塾体育会ラクロス部 OB/OG 会)

規 約

第一部	全体規約
第二部	総務関連規約
第三部	会計関連規約
第四部	企画関連規約
第五部	強化関連規約

平成	5年	6月	5日	第一次施行
平成	8年	5月	25日	第二次施行
平成	12年	10月	15日	第三次施行
平成	13年	3月	1日	第四次施行
平成	18年	3月	25日	第五次施行
平成	25年	3月	23日	第六次施行

第一部 全体規約

第一章 総則

- 第1条 本会は三田ラグロス倶楽部（以下OBG会）と称する。
- 第2条 本会員はOBG会員と称する。
- 第3条 本会は以下のことを目的とする。
- (1) 日本ラグロスのパイオニアとして、慶應義塾体育会ラグロス部が常に日本ラグロスの牽引役として存在するためのサポート
 - (2) OBG会員相互の親睦
- 第4条
1. 慶應義塾大学卒業時に、慶應義塾体育会ラグロス部に在籍していた者は原則として本会に参加するものとする。
 2. 前項の条件を満たさない者でも、OBG会総会の承認を得た場合、会員になることができる。
 3. 慶應義塾体育会ラグロス部部長及び部長経験者は特別会員となることができる。

第二章 役員

- 第5条 本会に次の役員をおく。但し互いに兼務してはならない。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 理事 若干名
- 第6条 会長は本会を代表し、執行部各委員会と連絡を取りつつ、これを統括する。
- 第7条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは会長の職務を行う。
- 第8条 全役員は総務関連規約に従い、普通選挙または臨時選挙によって選出される。
- 第9条 全役員任期は、総会から次の総会までを1年として、原則2年とする。但し再任を妨げない。

第三章 総会

- 第10条 総会は本会の最高決議機関とする。
- 第11条
1. 総会では各種の議題について報告、討議、議決を行う。
 2. 次の項目については総会の議決を必要とする。
 - (1) 予算案の承認
 - (2) 会計の報告
 - (3) 役員を選出
 - (4) 規約、組織の改正

- (5) 第4条2項の承認
- (6) 執行部からの起案事項の承認

第12条 総会には議事進行役として議長1名及び補佐若干名をおく。議長は会長が兼ねるものとする。

~~第13条 総会はOBG 会員数の過半数の出席を以って成立とする。但し総会に対する委任状がある場合は主席とみなす。(H18.03.25 当条文廃止)~~

第14条 1. 総会の議決は出席者の過半数を以ってする。
2. 議長は、投票権を有しない。

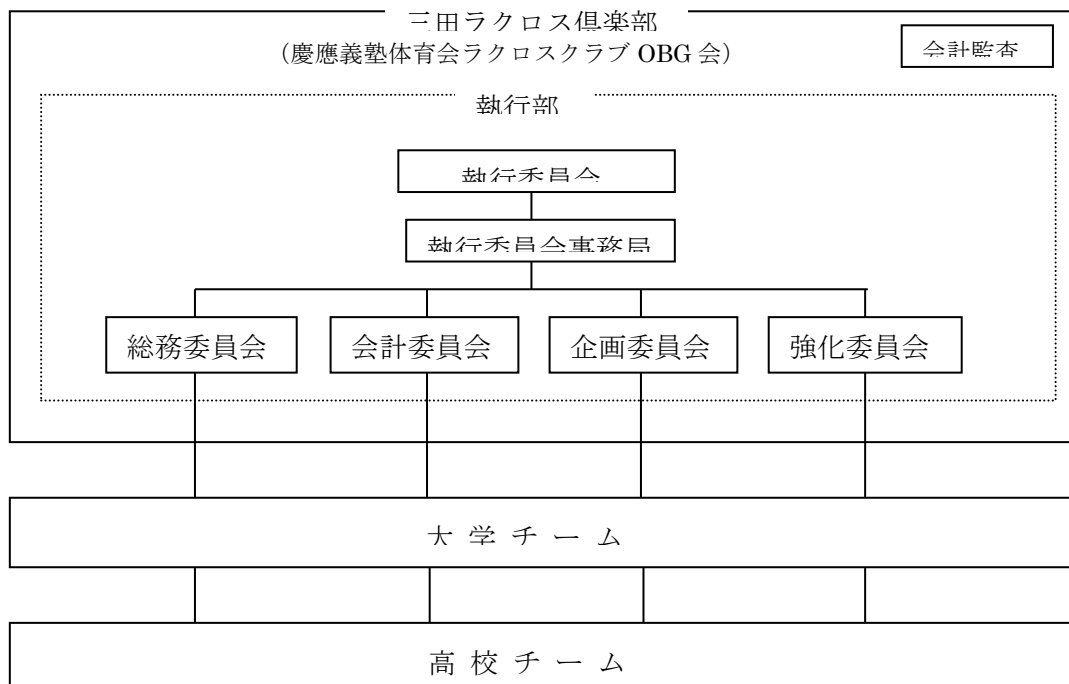
第15条 会長は毎年1回、総会を開催する。

第15条-2 三田ラクロス倶楽部 WEB サイトなどインターネットを活用したネット上での議案決議を総会での決議と同等の扱いとすることができる。その場合、ネット上に議案内容を一定期間掲示したうえで、議案見直しに値する貴重な意見や多数（10件以上目安）の反対意見が出されない限りその議案は承認されたものとする。(H25.03.23 当条文を追加)

第16条 総会には必要に応じて慶應義塾体育会ラクロス部部員の出席を求めることができる。

第四章 組織

第17条 本会の助成機関として執行部を設ける。(下図参照)



- 第18条 執行部は次の組織をもって構成される。
- (1) 執行委員会
 - (2) 執行委員会事務局
 - (3) 総務委員会
 - (4) 会計委員会
 - (5) 企画委員会
 - (6) 強化委員会
- 第19条 執行委員会は役員で構成される。
- 第20条 執行委員会の委員長は会長が、副委員長は副会長が、委員は理事がそれぞれ兼任する。
- 第21条 執行委員会の機能は以下の通りとする。
- (1) 各委員会からの申し立て事項の受理及び仮承認
 - (2) 重要事項の起案
 - (3) 各委員会委員長及び事務局員の任命
 - (4) 原則月1回の定例会の開催
 - (5) 各委員会からの規約改正案の受理および仮承認
 - (6) 会計監査の任命
- 第22条 執行委員会委員長は必要に応じて定例会の場に各委員会委員長の出席を求めることができる。
- 第23条 執行委員会の下部組織として執行委員会事務局を設ける。
- 第24条 執行委員会事務局の構成員は執行委員会が任命する。
- 第25条 執行委員会事務局は以下の役割をはたす。
- (1) 各委員会と執行委員会のパイプ役
 - (2) 各委員会からの報告、申し立ての整理
 - (3) 執行委員会付議事項の管理
 - (4) 執行委員会定例会の招集
- 第26条 総務委員会は委員長1名、他委員長の必要とする若干名で構成される。
- 第27条 総務委員会の機能は以下の通りとする。
- (1) 総会の準備、運営、通知
 - (2) 会報の発行
 - (3) OBG会員名簿の作成、管理
 - (4) 現役チーム活動記録の管理
 - (5) 「全体規約」、組織の改正の起案
 - (6) 規約の管理
 - (7) 役員の実選管理
 - (8) 各代幹事の管理

- (9) 日本ラクロス協会への協力など連絡
- (10) OBG会員、現役選手に係わる冠婚葬祭の取り纏め
- (11) 「総務関連規約」改正の起案
- (12) 執行委員会への報告、申し立て

第28条 会計委員会は委員長1名、他委員長の必要とする若干名で構成される。

第29条 会計委員会の機能は以下の通りとする。

- (1) OBG会費の徴収と管理
- (2) 年間予算案の起案と会計報告
- (3) 学生（大学・高校）への資金援助 ——年間定額
——臨時支出（遠征、代表選手等）
- (4) 臨時予算の決定と徴収
- (5) 寄付金（積立金等）の領収と管理
- (6) 慶弔支出金の額決定と支払い
- (7) 「会計関連規約」改正の起案
- (8) 執行委員会への報告、申し立て

第30条 企画委員会は委員長1名、他委員長の必要とする若干名で構成される。

第31条 企画委員会の機能は以下の通りとする。

- (1) 早慶戦窓口
- (2) 記念行事の企画、運営
- (3) 祝賀会の開催
- (4) その他イベントの企画、運営、通知
- (5) 「企画関連規約」改正の起案
- (6) 執行委員会への報告、申し立て

第32条 強化委員会は委員長1名、他委員長の必要とする若干名で構成される。

第33条 強化委員会の機能は以下の通りとする。

- (1) 現役チームへのコーチングスタッフの派遣、推薦
- (2) 長期的方針の決定、検討、維持
- (3) 大学、高校と一貫した指導体制の確立
- (4) 大学チーム主将を中心とするスタッフの承認
- (5) 日本ラクロス協会強化部への人材派遣および現役チームへのフィードバック
- (6) 「強化関連規約」改正の起案
- (7) 執行委員会への報告、申し立て

第五章 会計監査

- 第34条 1. 本会に会計監査を1名設ける。
2. 会計監査は、執行部以外のOBG会員の中から執行委員会が任命する。
3. 会計監査は、会計委員会の作成する会計報告の監査を行い総会で報告する。

第六章 会員の義務

- 第35条 会員は年間、会計委員会の定める会費を納付しなければならない。
- 第36条 会員は各卒業年次ごとに1名の幹事を設けなければならない。
- 第37条 各代幹事には各代会員への連絡、取り纏めの義務がある。
- 第38条 会員は連絡先に変更が生じた時は、ただちに幹事を通じて総務委員会に報告しなければならない。

第七章 改正

- 第39条 1. 本規約の改正の発議は執行部内各委員会、または全会員の3分の1以上の連名による。
2. 本規約の改正は前項の発議により総会において、全出席者の過半数の賛成をもって成立とする。

第八章 附則

- 第40条 本規約は平成25年3月23日より施行とする。

第二部 総務関連規約

第一章 総会の準備、運営、通知

第1条 総務委員会は、全体規約の第27条の(1)に則って、総会の開催準備、運営、および関係者への通知を行う。

第二章 会報の発行

第2条 総務委員会は、全体規約の第27条の(2)に則り、定期的に会報を発行し、OBG会員に送付する。会報の発行は、原則として年一回とする。

第三章 OBG会員名簿の作成、管理

第3条 総務委員会は、全体規約第27条の(3)に則り、OBG会員名簿の作成と管理を行う。

第4条 OBG会員名簿は、原則として年一回、各代幹事からの連絡を通じて更新し、総会にて配布する。

第四章 現役チーム活動記録の管理

第5条 総務委員会は、全体規約第27条の(4)に則り、以下の記録の管理を行う。

- (1) 現役チーム員名簿
- (2) 公式戦 戦績

第五章 「全体規約」および組織改正の起案

第6条 総務委員会は、全体規約第27条の(5)に則り、必要の都度、「全体規約」および組織を見直し、執行委員会に改正案を提起する。

第7条 「全体規約」および組織の改正は、原則総会に付議し、承認を要する。

第六章 規約の管理

第8条 総務委員会は、全体規約第27条の(6)に則り、全ての規約を管理する。但し、「会計関連規約」、「企画関連規約」、および「強化関連規約」の改正に関しては、各委員会に委ねる。

第七章 役員の選挙管理

第9条 総務委員会は、全体規約第27条の(7)に則り、役員選挙の管理・運営を行う。

第10条 役員の選出は、任期満了時、総会での普通選挙を以って行う。

第11条 役員が転勤等により任務を遂行できなくなる場合は、臨時選挙を以って、後任を選出する。臨時選挙は、総会での実施を必要としない。

第12条 臨時選挙により選出された後任役員の任期は、前任役員の当初の任期満了時までとする。

第13条 役員の選挙において立候補者がいない場合は、執行委員会の推薦を以って候補者を立てることとする。

第八章 各代幹事の管理

第14条 総務委員会は、全体規約第27条の(8)に則り、各代幹事を任命し、管理を行う。

第九章 日本ラクロス協会への協力と連絡窓口

第15条 総務委員会は、全体規約第27条の(9)に則り、日本ラクロス協会より協力の要請があった場合、原則としてこれに協力し、同協会との窓口の機能を果たす。

第十章 OBG会員、現役選手に係わる冠婚葬祭の取纏め

第16条 総務委員会は、全体規約第27条の(10)に則り、OBG会員及びその家族の冠婚葬祭に係わる事務連絡の取纏めを行う。また、これに付随する慶弔金の支払いについては、会計委員会に委ねる。

第十一章「総務関連規約」改正の起案

第17条 総務委員会は、全体規約第27条の(11)に則り、必要に応じて「総務関連規約」の改正案を執行委員会に起案する。

第十二章 執行委員会への報告、申し立て

第18条 総務委員会は、全体規約第27条の(12)に則り、重要な報告事項が発生した場合、執行委員会へ報告する。また、申し立てについても同様に行う。

第十三章 附則

第19条 本規約は平成13年3月1日より施行とする。

第三部 会計関連規約

第一章 会費の徴収と管理

- 第1条 会計委員会は、全体規約の第29条の(1)に則り、OBG会費の徴収と管理を行う。
- 第2条 年会費及び、徴収時期は総会で承認の上決定し、年1回徴収する。
- 第3条 年会費の内訳は以下の通りとする。
- (1) 学生への資金援助
 - (2) 選手の強化育成費
 - (3) OBG会運営費
- 第4条 会計委員会は会費用の口座を設け、これを管理する。

第二章 年間予算案の起案と会計報告

- 第5条 会計委員会は、全体規約の第29条の(2)に則り、総会にてOBG会の当該年度予算案の起案と前年度の会計報告を行い承認を得る。
- 第6条 会計報告内容については、会計監査の監査を受け、総会で報告する。

第三章 学生への資金援助

- 第7条 会計委員会は、全体規約第29条の(3)に則り、学生への資金援助を行う。
- 第8条 資金援助額の年間定額部分は、徴収額の一定の額とし、その額は総会で決定する。
- 第9条 会計委員会は臨時支出が生じ、かつ予算を超える場合、執行委員会に申し立てその承認をもって支出するものとする。

第四章 臨時予算の決定と徴収

- 第10条 会計委員会は、全体規約第29条の(4)に則り、執行委員会に対して臨時予算の申し立てを行うことができる。
- 第11条 臨時予算により、年会費以外の会費を追加徴収する場合は、臨時総会での承認を要する。

第五章 寄付金の領収と管理

- 第12条 会計委員会は、全体規約第29条の(5)に則り、本会への寄付金の領収と管理を行う。

第六章 慶弔支出金の額決定と支払い

第13条 会計委員会は、全体規約第29条（6）に則り、慶弔支出金の単価を決定し、支払いを行う。

第七章 「会計関連規約」改正の起案

第14条 会計委員会は、全体規約第29条（7）に則り、必要に応じて「会計関連規約」の改正案を執行委員会に起案する。

第八章 執行委員会への報告、申し立て

第15条 会計委員会は、全体規約第29条（8）に則り、重要な報告事項が生じた場合、執行委員会へ報告することとする。また、申し立てについても同様に行う。

第九章 附則

第16条 本規約は平成13年3月1日より施行とする。

第四部 企画関連規約

第一章 早慶戦の窓口

第1条 企画委員会は、全体規約第31条（1）に則り、早慶ラグロス定期戦のOBG会窓口となり同実行委員会との連絡をはかる。

第2条 早慶ラグロス定期戦においては同大会委員会にOBG会より人材を派遣し、大会の成功に努める。

第二章 記念行事の企画、運営

第3条 企画委員会は全体規約第31条（2）に則り、OBG会及び大学チームの適当と思われる年度に記念行事を企画し、それを運営する。

第4条 企画委員会は記念行事に伴う活動（記念史、記念品の作成等）を行うことができる。

第三章 祝賀会の開催

第5条 企画委員会は全体規約第31条（3）に則り、大学チームが全日本選手権等で優勝した場合、その祝賀会を開催する。

第四章 その他イベントの企画、運営、通知

第6条 企画委員会は全体規約第31条（4）に則り、本規約第5条及び第6条以外にも必要に応じてイベントを企画、運営し、それを会員に通知する。

第五章 「企画関連規約」改正の起案

第7条 企画委員会は全体規約第31条（5）に則り、必要に応じて「企画関連規約」の改正案を執行委員会に起案する。

第六章 執行委員会への報告、申し立て

第8条 企画委員会は、全体規約第31条（6）に則り、重要な報告事項が生じた場合、執行委員会へ報告することとする。また、申し立てについても同様に行う。

第七章 附則

第9条 本規約は平成13年3月1日より施行とする。

第五部 強化関連規約

第一章 現役チームへのコーチングスタッフの派遣、推薦

第1条 強化委員会は、全体規約第33条（1）に則り、現役チームへのコーチの派遣、推薦を行う。派遣の時期に関しては原則1月とする。

第2条 コーチの任期は原則2年を基本とする。但し、再任を妨げない。

第3条 現役チームに対してのコーチ派遣は強制ではなく、現役チーム主将、副将と強化委員会で協議の上決定する。

第二章 長期的方針の決定、検討、維持

第4条 強化委員会は、全体規約第33条（2）に則り、慶應ラグロスの発展に資する長期的方針の決定、検討、維持を行う。

第5条 方針の決定、検討に関しては強化委員会、及びコーチで協議の上行い、決定される。

第三章 大学、高校と一貫した指導体制の確立

第6条 強化委員会は、全体規約第33条（3）に則り、大学、高校での一貫した選手の育成に資する体制づくりを行う。

第四章 大学チーム主将を中心とするスタッフの承認

第7条 強化委員会は、全体規約第33条（4）に則り、大学チームの翌シーズンの主将、副将、主務の申請に対し、承認を行うこととする。

第8条 承認の時期に関しては、原則シーズン終了後、新体制練習開始前を基本とする。

第五章 日本ラグロス協会強化部への人材派遣及び現役チームへのフィードバック

第9条 強化委員会は、全体規約第33条（5）に則り、日本ラグロス協会より申請があった場合、人材の派遣を行うこととする。

第10条 派遣された人材は、同時に協会側の情報の現役チームへの伝達も併せて行う。

第六章 「強化関連規約」改正の起案

第11条 強化委員会は全体規約第33条（6）に則り、必要に応じて「強化関連規約」の改正案を執行委員会に起案する。

第七章 執行委員会への報告、申し立て

第12条 強化委員会は、全体規約第33条（7）に則り、重要な報告事項が生じた場合、執行委員会へ報告することとする。また、申し立てについても同様に行う。

第八章 附則

第13条 本規約は平成12年10月15日より施行とする。